

枚方市請負工事成績評定基準

(令和3年5月1日から運用)

(目的)

第1条 この基準は、枚方市請負工事成績評定要綱第3条及び第8条に基づき、工事の評定に必要な事項を定めることにより、公平かつ的確な評定の実施を図ることを目的とする。

(評定の基準)

第2条 工事の評定は、次により行うものとする。

- (1) 工事成績の採点は、次条に規定する工事成績評定書により行うものとする。
- (2) 細目別評定点の算出は、次条に規定する細目別評定点採点表により行うものとする。
- (3) 評価項目ごとの採点は、次条に規定する業種別（土木工事、建築・建築設備工事、機械・電気設備工事）の考査項目別運用表により行うものとする。
- (4) 評定にあたっては、枚方市請負工事監督基準に定める「施工プロセス」のチェックリストを考慮するものとする。

(様式)

第3条 工事成績評定書等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 工事成績評定書 様式1
- (2) 細目別評定点採点表 様式2
- (3) 業種別（土木工事、建築・建築設備工事、機械・電気設備工事）の考査項目別運用表

項 目	細 別	評 定 者		
		監督員	総括監督員	検査職員
施工体制	施工体制一般	別紙 - 1 ①		
	配置技術者	別紙 - 1 ②		
施工状況	施工管理	別紙 - 1 ③		別紙 - 3 ①
	工程管理	別紙 - 1 ④	別紙 - 2 ①	
	安全対策	別紙 - 1 ⑤	別紙 - 2 ②	
	対外関係	別紙 - 1 ⑥		
出来形 及び 出来ばえ	出来形	別紙 - 1 ⑦		別紙 - 3 ②
	品質	別紙 - 1 ⑧		別紙 - 3 ③
	出来ばえ			様式 - 3 ④
工事特性	施工条件等 への対応		別紙 - 2 ③ - 1 別紙 - 2 ③ - 2 別紙 - 2 ③ - 3	
創意工夫		別紙 - 1 ⑨ - 1 別紙 - 1 ⑨ - 2		
社会性等	地域への貢献等		別紙 - 2 ④	
法令遵守等			別紙 - 2 ⑤	

様式 1

工 事 成 績 評 定 書																	
工 事 名												部 課					
受 注 者							現場代理人					総括監督員					
契 約 金 額		当 初					主任 技術者 監理					監督員					
		最 終															
工 事 期 間	当 初	(自) 年 月 日			遅延日数		契約書第21条							部 課			
	最 終	(至) 年 月 日															
完 成 日		年 月 日			遅延損害金		契約書第53条			検査職員							
完 了 検 査 日		年 月 日			再検査日			年 月 日			業 種	1. 土木 2. 建築 3. 電気 4. 機械					
評 価 項 目		監 督 員 評 定					総括監督員評定					検 査 職 員 評 定					
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10											
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10											
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10						+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15						
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0	+1.5	0	-7.5	-15						
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0											
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0						+10	+5.0	0	-10	-20	
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0						+15	+7.5	0	-12.5	-25	
	III. 出来ばえ											+5.0	+2.5	0	-5.0		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2 (+20.0～0)						0.0										
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2 (+7.0～0)	0.0															
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※3						+10	+5.0	0								
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					
評定点 (65点±加減点合計)		① 点					② 点					③ 点					
評定点計		(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4) = 点															
7. 法令遵守等 ※4							点										
評定点合計 ※6		点					○評定点計 (点) + 法令遵守等 (点) =										
所 見		(監督員)					(総括監督員)					(検査職員)					

※1

評定点＝65点±加減点合計（1～6の評定）

各評定点は四捨五入により少数第1位まで記入する。

※2

工事特性及び創意工夫の評価は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評価内容の記述方式とし、加点点評価のみとする。評価にあたっては、監督員と総括監督員との合議をもって行うものとする。

※3

社会性等の評価では地域への貢献度の観点から、加点点評価のみとし、総括監督員が行う。

※4

法令遵守等の評価は、減点点評価のみとし、総括監督員が行う。

※5

評定は、該当する加減点を○で囲む。なお、4. 5. 7は具体の点数を記入する。

※6

評定点合計は、四捨五入により整数とする。

細目別評定点採点表

工事名：

考查項目	細 別	①監督員評定	②総括監督員評定	③検査職員評定	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	×0.4+2.9= 点			点 3.3点
	II. 配置技術者	×0.4+2.9= 点			点 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	×0.4+2.9= 点		×0.4+6.5= 点	点 13.0点
	II. 工程管理	×0.4+2.9= 点	×0.2+3.2= 点		点 8.1点
	III. 安全対策	×0.4+2.9= 点	×0.2+3.3= 点		点 8.8点
	IV. 対外関係	×0.4+2.9= 点			点 3.7点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	×0.4+2.8= 点		×0.4+6.5= 点	点 14.9点
	II. 品質	×0.4+2.9= 点		×0.4+6.5= 点	点 17.4点
	III. 出来ばえ			×0.4+6.5= 点	点 8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応		×0.2+3.3= 点		点 7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	×0.4+2.9= 点			点 5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		×0.2+3.2= 点		点 5.2点
7. 法令遵守等			×1.0= 点		
				評定合計	100.0

考查項目別運用表

(土木工事)

工事名：

別紙－１ ①（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e	
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
1.施工体制	I. 施工体制一般	☒ ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☒ ☐ 工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内で行われている。（500万円以上対象） ☒ ☐ 品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握している。 ☒ ☐ 建設業退職金共済制度の証紙の購入が適切に行われ、配布が受払簿等により適切に把握している。 ☒ ☐ 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ現場と一致している。 ☒ ☐ 施工計画書を、契約後15日以内に提出している。 ☒ ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☒ ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☒ ☐ 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。 ☒ ☐ 受注者が下請の作業成果を検査している。 ☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善を速やかに実施している。 ☒ ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☒ ☐ 工場製作に係る機材等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ ☐ その他：（内容）	「評価項目」 ☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-10)						
			評価対象項目数	13	●判断基準 評価値が90%以上 ・・・a (+ 1.0) 評価値が80%以上90%未満 ・・・b (+ 0.5) 評価値が60%以上80%未満 ・・・c (± 0) 評価値が60%未満 ・・・d (- 5.0) ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。 ②評価項目について、該当すれば、「該当項目」を■（該当）にする。 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
			該当項目数	0					
			評 価 値	0.0%					
			評 定	d					
			評 点	-5.0					

別紙－１ ①（監督員）

工事名：

別紙－１ ②（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e		
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である		
1.施工体制	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等）	☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価項目」 現場代理人が、工事全体を把握している。 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等をよく理解し、施工に反映している。 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善を速やかに実施している。 その他：（内容）					☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ☐ 専門技術者が配置されていない。 上記 1 項目該当すれば・・・d 2 項目該当すれば・・・e(-10) ☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-10)	
	評価対象項目数	10	●判断基準 評価値が90%以上・・・a (+3.0) 評価値が80%以上90%未満・・・b (+1.5) 評価値が60%以上80%未満・・・c (± 0) 評価値が60%未満・・・d (-5.0)							
	該当項目数	0								
	評 価 値	0.0%								
	評 定	d								
	評 点	-5.0								

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
 ②評価項目について、該当すれば、「該当項目」を■（該当）にする。
 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数
 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙－１ ②（監督員）

工事名：

別紙－1 ③（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	I. 施工管理	■	□	「評価項目」				
				☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。				
				☐ 施工計画書と現場施工方法が一致している。				
				☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。				
				☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。				
				☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。				
				☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。				
				☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。				
				☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。				
				☐ 段階確認が適時、的確に行われていることが書面等で確認できる。				
				☐ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。				
				☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。				
				☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。				
				☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善を速やかに実施している。				
				☐ その他：（内容）				
				●判断基準 評価値が90%以上・・・a (+4.0) 評価値が80%以上90%未満・b (+2.0) 評価値が60%以上80%未満・c (± 0) 評価値が60%未満・・・d (-5.0)				
				①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。 ②評価項目について、該当すれば、「該当項目」を■（該当）にする。 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
				評価対象項目数 13 該当項目数 0 評価値 0.0% 評 定 d 評 点 -5.0				

別紙－1 ③（監督員）

別紙-1 ④ (監督員)

考 査 項 目	細 別	評価対象項目	該当項目	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	Ⅱ. 工程管理	■ □ 「評価項目」 ■ □ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ■ □ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ■ □ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ■ □ 休日の確保を行っている。 ■ □ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ■ □ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ■ □ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ■ □ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ■ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善を速やかに実施している。 □ □ その他：（内容）	□ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d □ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-10)					
		評価対象項目数	9	●判断基準 評価値が90%以上 ・・・a (+ 4.0) 評価値が80%以上90%未満・b (+ 2.0) 評価値が60%以上80%未満・c (± 0) 評価値が60%未満 ・・・d (-5.0)				
		該当項目数	0					
		評 価 値	0.0%					
		評 定	d					
		評 点	-5.0					

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。

②評価項目について、該当すれば、「該当項目」を■（該当）にする。

③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数

④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事名：

別紙－1 ⑤（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	Ⅲ. 安全対策	☒ ☐ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 ☒ ☐ 店社パトロールを1回／月以上実施し記録が整備されている。 ☒ ☐ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。 ☒ ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☒ ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☒ ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☒ ☐ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☒ ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☒ ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☒ ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☒ ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善を速やかに実施している。 ☐ ☐ その他：（内容）	「評価項目」	☐ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-10)				
						評価対象項目数	12	
						該当項目数	0	
						評 価 値	0.0%	
						評 定	d	
						評 点	-5.0	

●判断基準

評価値が90%以上・・・a (+5.0)

評価値が80%以上90%未満・b (+2.5)

評価値が60%以上80%未満・c (± 0)

評価値が60%未満・・・d (-5.0)

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。

②評価項目について、該当すれば、「該当項目」を■（該当）にする。

③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数

④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が7項目以下の場合、90%以上でもb評価とする。

別紙－1 ⑤（監督員）

工事名：

別紙－1 ⑥（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	IV. 対外関係	☒ ☐ 工事施工にあたり、関係機関等と調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☒ ☐ 工事施工にあたり、地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☒ ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☒ ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☒ ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☒ ☐ 「施工程プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善を速やかに実施している。 ☐ ☐ その他：（内容）	「評価項目」	☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-10)				
	評価対象項目数	5	●判断基準 評価値が90%以上・・・a (+2.0) 評価値が80%以上90%未満・b (+1.0) 評価値が60%以上80%未満・c (± 0) 評価値が60%未満・・・d (-2.5) ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。 ②評価項目について、該当すれば、「該当項目」を■（該当）にする。 ③評価値（%）＝該当項目数／評価対象項目数 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合、90%以上でもb評価とする。					
	該当項目数	0						
	評 価 値	0.0%						
	評 定	d						
	評 点	-2.5						

別紙－1 ⑥（監督員）

工事名：

別紙－1 ⑦（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価項目」			☐ 監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 工事請負契約約款第17条に基づき 改造請求又は破壊検査を行った。 上記 該当すれば・・・e(-5.0)	
				出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。				
				不可視部分の出来形を的確に写真撮影している。				
				自社の管理基準を設定し、適切に管理している。				
				写真管理が全体的に良好で、適切に管理している。				
				出来形の形状、寸法が設計値及び規格値を満足し、ばらつきが小さい。				
その他：（内容）								
評価対象項目数		5	●判断基準 評価値が90%以上・・・a (+4.0) 評価値が80%以上90%未満・・・b (+2.0) 評価値が60%以上80%未満・・・c (± 0) 評価値が60%未満・・・d (-2.5)			①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□(非該当)とする。 ②評価項目について、該当すれば、「該当項目」を■（該当）にする。 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合、90%以上でもb評価とする。		
該当項目数		0						
評 価 値		0.0%						
評 定		d						
評 点		-2.5						

別紙－1 ⑦（監督員）

工事名：

別紙－1 ⑧（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価項目」				☐ 監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 工事請負契約約款第17条に基づき改造請求又は破壊検査を行った。 上記 該当すれば・・・e(-5.0)
				品質管理方法が施工計画書に明確で品質確保に創意工夫がある。				
				施工計画書に定められた品質計画により管理している。				
				材料の品質証明が適切である。				
				受注者の品質計画による品質管理記録を整備している。				
				施工の品質・形状が適切で良好な施工である。				
不可視部分の写真記録が適切である。								
品質の測定が設計値及び規格値を満足し、ばらつきが小さい。								
その他：（内容）								
評価対象項目数		7	●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・ a (+5.0) 評価値が80%以上90%未満・・・ b (+2.5) 評価値が60%以上80%未満・・・ c (± 0) 評価値が60%未満・・・・・・ d (-2.5)					
該当項目数		0						
評 価 値		0.0%						
評 定		d						
評 点		-2.5						

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
 ②評価項目について、該当すれば「、該当項目」を■（該当）にする。
 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数
 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合、90%以上でもb評価とする。

別紙－1 ⑧（監督員）

別紙-1 ⑨-1 (監督員)

別紙-1 ⑨-1 (監督員)

考 査 項 目	細 別	該当 項目	技術力のキーワード一覧表	左記のチェック項目の具体的事由
5. 創意工夫	キーワード評価 ※評価内容を詳細記述	☐ 【施工関係】 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 ☐ コンクリート二次製品の利用等の代替材の利用に関する工夫 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 ☐ 工夫 ☐ 部材並びに機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法に関する工夫 ☐ 設備工事における加工、組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 ☐ 給排水、衛生設備工事等における配管・ポンプ類の凍結防止策、配管のつなぎ等に関する工夫 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫 ☐ 運搬車両・施工機械等に関する工夫 ☐ 支保工、型枠工、足場工及び仮設橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 ☐ 盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関する工夫 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 ☐ CAD、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事 ☐ その他：（内容）		
	評 点	0.0		
	キーワード評価 ※評価内容を詳細記述	☐ 【品質関係】 土工関係、設備関係、電気関係の品質向上に関する工夫 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 ☐ 配筋・溶接作業等に関する工夫 ☐ その他：（内容）		
	評 点	0.0		

工事名：

別紙－１⑨－２（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	該 当 項 目	技術力のキーワード一覧表	左記のチェック項目の具体的事由
5. 創意工夫	キーワード評価 ※評価内容を詳細記述	☐	【安全衛生関係】 安全を確保するための仮設備等に関する工夫 （落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）	
		☐	安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫	
		☐	現場事務所、労務者休憩場所等の空間及び設備等に関する工夫	
		☐	有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等に関する工夫	
		☐	供用中の道路等の事故防止、一般車両追突時の被害軽減対策及び一般交通確保等に関する工夫	
		☐	作業環境が厳しい現場での環境改善等に関する工夫	
		☐	建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。（※本項目は2点加点とする。）	
		☐	その他：（内容）	
	評 点	0.0		
	キーワード評価 ※評価内容を詳細記述	☐	【その他】 その他：（内容）	
	評 点	0.0		
	評 点 計	0.0		

別紙－１⑨－２（監督員）

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※２．該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。

※３．１項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。なお、加点は＋7点～0点の範囲とする。

工事名：

別紙－２ ①（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	該当項目	a	b	c	d	e
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2.施工状況	Ⅱ. 工程管理	「評価項目」 ☐ 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 隣接する他の工事等との工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、計画工程以外の時間外作業がほとんどなく、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他：（内容）	☐ 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行なった。 上記 該当すれば・・・d ☐ 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く。） 上記 該当すれば・・・e（-15）				
			① 評価項目について、該当すれば、「該当項目」を■（該当）にする。 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して評価を行う。 該当項目が5項目以上・・・・・・・・・・a（+ 2.0） 該当項目が3項目以上4項目以下・・・・・・b（+ 1.0） 該当項目が1項目以上2項目以下・・・・・・c（± 0） 該当項目がない。・・・・・・・・・・d（- 7.5）				
	該当項目数	0					
	評 定	d					
	評 点	-7.5					

別紙－２ ①（総括監督員）

工事名：

別紙－２ ②（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	該当項目	a	b	c	d	e
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2.施工状況	Ⅲ. 安全対策	「評価項目」 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他：（内容） ① 評価項目について、該当すれば、「該当項目」を■（該当）にする。	☐ 安全管理に関する現場管理又は防災体制が不適切であった。 上記 該当すれば・・・d ☐ 安全対策の不備により重大な災害を受けた。 上記 該当すれば・・・e (-15)				
	該当項目数	0	●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して評価を行う。 該当項目が5項目以上・・・・・・a (+ 3.0) 該当項目が3項目以上4項目以下・・・・・・b (+ 1.5) 該当項目が1項目以上2項目以下・・・・・・c (± 0) 該当項目がない・・・・・・d (- 7.5)				
評 定	d						
評 点	-7.5						

別紙－２ ②（総括監督員）

工事名：

別紙－２ ③－１（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	該 当 項 目	技術力のキーワード一覧表	左記のチェック項目の具体的事由
4.工事特性	キーワード評価 ※評価内容を詳細記述	☐	I 構造物の特殊性への対応 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事	【1. について】
		☐	2. 対象構造物が形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事	【2. について】
		☐	3. その他：（内容）	【3. について】
			※上記項目に該当は1点の加点。	
	評 点	0.0		

別紙－２ ③－１（総括監督員）

工事名：

別紙－２ ③－２（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	該 当 項 目	技術力のキーワード一覧表	左記のチェック項目の具体的事由
4.工事特性	キーワード評価 ※評価内容を詳細 記述	☐	Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物 への影響に配慮する工事	【4. について】
		☐	5. 周辺環境条件により、作業条件、工程 等に大きな影響を受ける工事	【5. について】
		☐	6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に 配慮する工事	【6. について】
		☐	7. 現道上での交通規制に大きく影響する 工事	【7. について】
		☐	8. 緊急時に対応が特に必要な工事	【8. について】
		☐	9. 施工箇所が広範囲にわたる工事	【9. について】
		☐	10. その他：（内容） ※上記項目に該当は1点の加点。	【10. について】
	評 点	0.0		

別紙－２ ③－２（総括監督員）

工事名：

別紙－２ ③－３（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	該 当 項 目	技術力のキーワード一覧表	左記のチェック項目の具体的事由
4.工事特性	キーワード評価 ※評価内容を詳細記述	☐	Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事	【11. について】
		☐	12. 急峻な地形及び土石流危険渓流内・急傾斜地崩壊危険箇所での工事	【12. について】
		☐	13. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	【13. について】
		☐	14. その他：（内容） ※上記項目に該当は1点の加点。	【14. について】
	評 点	0.0		
	キーワード評価 ※評価内容を詳細記述	☐	Ⅳ. 長期工事における安全確保への対応 15. 12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事（全面一時中止期間は除く） 但し、文書注意に至らない事故は除く	【15. について】
		☐	16. その他：（内容） ※上記項目に該当は3点の加点。	【16. について】
	評 点	0.0		
	評 点 計	0.0		

※１．工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※２．評価にあたっては、監督員が評価する「創意工夫」との二重評価はしない。

別紙－２ ③－３（総括監督員）

工事名：

別紙－２ ④（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	該当項目	a	b	c		
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		「評価項目」 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 地域が主催するイベントへの積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ その他：（内容）				
			① 評価項目について、該当すれば、「該当項目」を■（該当）にする。				
			●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して評価を行う。 該当項目が5項目以上・・・・・・a (+ 10.0) 該当項目が3項目以上4項目以下・・・・b (+ 5.0) 該当項目が2項目以下・・・・・・c (± 0)				
		該当項目数	0				
		評 定	c				
		評 点	0.0				

別紙－２ ④（総括監督員）

工事名：

別紙－２ ⑤（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	措 置 内 容	措置点数
	☐ 1. 入札参加停止３ヶ月以上又は入札参加除外	－１０点
	☐ 2. 入札参加停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－８点
	☐ 3. 入札参加停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－６点
	☐ 4. 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱上の警告	－４点
	☐ 5. 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱上の注意喚起	－２点
	☐ 6. 枚方市建設工事等暴力団排除措置要綱上の注意喚起	－２点
	☐ 7. 文書注意	－４点
	☐ 8. 口頭注意	－２点
	☐ 9. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－１点
	☒ 10. 項目該当なし	
	評 点	０点
①本考查項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ②「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者（主任技術者）、受注者の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 【上記で評価する場合の適応事例】 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。		

別紙－２ ⑤（総括監督員）

工事名：

別紙－３ ①（検査職員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e
				優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2. 施工状況	I. 施工管理	☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐	「評価項目」 施工計画書が契約後15日以内に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 工事材料の資料の整理及び確認がなされ、管理されていることが確認できる。 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫を行なっていることが確認できる。 立会確認の手続きを事前に行なっていることが確認できる。 建設副産物の再利用への取り組みを適切に行なっていることが確認できる。 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 契約約款第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行っていることが確認できる。 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備されていることが確認できる。 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 使用材料、機器の品質証明書又は工事記録写真等が適切に整理されていることが確認できる。 建設業退職金共済の証紙が適切に購入・配布され、管理されていることが確認できる。 自社の管理基準等が作成され管理を行なっていることが確認できる。 その他：（内容）	☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-15)				
					評価対象項目数	14	●判断基準 評価値が90%以上・・・a (+5.0) 評価値が80%以上90%未満・・・b (+2.5) 評価値が60%以上80%未満・・・c (±0) 評価値が60%未満・・・d (-7.5)	
					該当項目数	0		
					評 価 値	0.0%		
					評 定	d		
					評 点	-7.5		

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
 ②評価項目について、該当すれば、「該当項目」を■（該当）にする。
 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数
 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙－３ ①（検査職員）

工事名：

別紙－3 ②（検査職員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e					
				優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている					
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐	「評価項目」 ☐ 出来形管理図又は出来形管理表が適切にまとめられていることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ☐ 自社の管理基準を設定し、適切に管理していることが確認できる。 ☐ 写真管理が全体的に良好で、適切に管理していることが確認できる。 ☐ 出来形の形状、寸法が設計値及び規格値を満足している。 ☐ 出来形の形状、寸法のばらつきが小さい。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ その他：（内容）	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 上記 該当すれば・・・e(-20)									
					評価対象項目数	7	●判断基準 評価値が90%以上・・・a (+10.0) 評価値が80%以上90%未満・・・b (+ 5.0) 評価値が60%以上80%未満・・・c (± 0) 評価値が60%未満・・・d (-10.0)						
	該当項目数	0											
	評 価 値	0.0%											
	評 定	d											
	評 点	-10.0											

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
 ②評価項目について、該当すれば、「該当項目」を■（該当）にする。
 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数
 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合、90%以上でもb評価とする。

別紙－3 ②（検査職員）

工事名：

別紙－３ ③（検査職員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e					
				優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている					
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐	☐ 「評価項目」 ☐ 使用材料の品質・形状が証明書等で確認できる。 ☐ 品質試験は、頻度・項目とも必要数が実施されており、試験結果について適切に整理されていることが確認できる。 ☐ 品質試験の結果は規格値を満たしていることが確認できる。 ☐ 使用材料の規格は仕様書等と適合していることが確認できる。 ☐ 品質向上に対する自主管理を行なっていることが確認できる。 ☐ 品質管理及び記録の整理に創意工夫を行なっていることが確認できる。 ☐ 品質管理についての工事記録写真が整理されていることが確認できる。 ☐ その他：（内容）	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行なった。 上記 該当すれば・・・e(-25)									
									●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a (+15.0) 評価値が80%以上90%未満・・b (+ 7.5) 評価値が60%以上80%未満・・c (± 0) 評価値が60%未満・・・・・・d (-12.5)				
									評価対象項目数	7	①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。 ②評価項目について、該当すれば、「該当項目」を■（該当）にする。 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合、90%以上でもb評価とする。		
									該当項目数	0			
									評 価 値	0.0%			
									評 定	d			
評 点	-12.5												

別紙－３ ③（検査職員）

工事名：

別紙－３ ④（検査職員）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	該 当 項 目	a	b	c	d	
			仕上げがきめ細かく、 全体的に美観が良い		他の評価に該当しない	仕上げが悪く、 全体的に美観が悪い	
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ		「評価項目」 ☐ 仕上がり（すりつけ、端部処理）の状況が良い。 ☐ 構造物等の通りが良い。 ☐ 構造物等の仕上げが丁寧で均一に行われており、補修痕跡もない。 ☐ 構造物にクラック、破損がない。 ☐ 不可視部分の出来ばえの良さが写真等で確認できる。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ 後片付けや清掃も含め細部まで出来ばえに配慮したきめ細かな施工が行われている。 ☐ その他：（内容）				☐ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い 上記 該当すれば・・・d (-5.0)
			① 評価項目について、該当すれば、「該当項目」を■（該当）にする。				
			●判断基準 該当項目が5項目以上・・・・・・a (+ 5.0) 該当項目が3項目以上4項目以下・・・・b (+ 2.5) 該当項目が1項目以上2項目以下・・・・c (± 0) 該当項目がない・・・・・・d (- 5.0)				
		該 当 項 目 数	0				
		評 定	d				
		評 点	-5.0				

別紙－３ ④（検査職員）

考查項目別運用表

(建築・建築設備工事)

工事名：

別紙－１ ①（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e						
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である						
1.施工体制	I. 施工体制一般	☒	☐	「評価項目」 ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☒ 工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内で行われている。（500万円以上対象） ☒ 品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握している。 ☒ 建設業退職金共済制度の証紙の購入が適切に行われ、配布が受払簿等により適切に把握している。 ☒ 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ現場と一致している。 ☒ 施工計画書を契約後15日以内に提出している。 ☒ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☒ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☒ 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。 ☒ 受注者が下請の作業成果を検査している。 ☒ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善を速やかに実施している。 ☒ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☒ 工場製作に係る機材等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。			☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-10)							
		☐	☐											
		☐	☐											
		☐	☐											
		☐	☐											
		☐	☐											
評価対象項目数		13		●判断基準 評価値が90%以上・・・a(+1.0) 評価値が80%以上90%未満・・・b(+0.5) 評価値が60%以上80%未満・・・c(±0) 評価値が60%未満・・・d(-5.0)										
該当項目数		0												
評 価 値		0.0%												
評 定		d												
評 点		-5.0												

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。
③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数
④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙－１ ①（監督員）

工事名：

別紙－1 ②（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1.施工体制	Ⅱ. 配置技術者 (現場代理人等)	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	「評価項目」			☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ☐ 専門技術者が配置されていない。 上記1項目該当すれば・・・d 上記2項目該当すれば・・・e(-10) ☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-10)	
				現場代理人が、工事全体を把握している。				
				設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。				
				監督職員への報告を書面で適時及び的確に行っている。				
				書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。				
				契約書、設計図書、適用すべき諸基準等をよく理解し、施工に反映している。				
施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。								
工事請負契約約款第18条（条件変更等）第1項に基づく設計図書の照査をしている。								
下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。								
監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。								
作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。								
「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善を速やかに実施している。								
その他：（内容）								
評価対象項目数		11	●判断基準 評価値が90%以上・・・a(+3.0) 評価値が80%以上90%未満・・・b(+1.5) 評価値が60%以上80%未満・・・c(± 0) 評価値が60%未満・・・d(-5.0)					
該当項目数		0						
評 価 値		0.0%						
評 定		d						
評 点		-5.0						

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
 ②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。
 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数
 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙－1 ②（監督員）

工事名：

別紙－1 ③（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e							
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である							
2.施工状況	I. 施工管理	☒	☐	「評価項目」 工事請負契約約款第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議をしている。 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 施工計画書と現場施工方法が一致している。 現場条件等の変更に伴う変更計画書については、その都度速やかに適切に提している。 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 使用する建築材料（以下、材料という。）・設備機材（機材という。）の調達の計画及び搬入後の管理を適切にしている。 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理している。 段階確認が適時、的確に行われていることが書面等で確認できる。 工事打合せ簿を不足無く整理している。 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 特別管理産業廃棄物等を扱う工種において現場での適切な措置を行い、書類関係も整理している。 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善を速やかに実施している。 その他：（内容）				☐ 施工計画書が着手前に提出されていない。 ☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 1項目該当すれば・・・d 上記 2項目該当すれば・・・e(-10) ☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-10)							
		☐	☐												
		☐	☐												
		☐	☐												
		☐	☐												
		☐	☐												
		☐	☐												
		☐	☐												
		☐	☐												
		☐	☐												
評価対象項目数		17		●判断基準 評価値が90%以上・・・a(+4.0) 評価値が80%以上90%未満・・・b(+2.0) 評価値が60%以上80%未満・・・c(± 0) 評価値が60%未満・・・d(-5.0)											
該当項目数		0													
評価値		0.0%													
評 定		d													
評 点		-5.0													

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。

②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。

③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数

④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙－1 ③（監督員）

工事名：

別紙－１ ④（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e	
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
2.施工状況	Ⅱ. 工程管理	☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価項目」			☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-10)		
				実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。					
				時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。					
				現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。					
				休日の確保を行っている。					
				工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業をしている。					
工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。									
計画工程以外の時間外（夜間・休日を含む）作業がほとんど無い。									
近隣住民（施設管理者等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗をしている。									
適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。									
「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに実施している。									
その他：（内容）									
評価対象項目数		10	●判断基準 評価値が90%以上・・・a (+ 4.0) 評価値が80%以上90%未満・b (+ 2.0) 評価値が60%以上80%未満・c (± 0) 評価値が60%未満・・・d (-5.0)						
該当項目数		0							
評 価 値		0.0%							
評 定		d							
評 点		-5.0							

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
 ②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。
 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数
 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙－１ ④（監督員）

工事名：

別紙－1 ⑤（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	Ⅲ. 安全対策	☒ ☐ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 ☒ ☐ 店社パトロールを1回／月以上実施し記録が整備されている。 ☒ ☐ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。 ☒ ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☒ ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映し記録を整備している。 ☒ ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☒ ☐ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☒ ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☒ ☐ 使用車両、機械・工具等の点検整備等がなされ、十分に管理している。 ☒ ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☒ ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☒ ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☒ ☐ 歩行者等に対する安全通路の確保、落下物の防止等の安全措置を的確にしている。 ☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善を速やかに実施している。 ☐ ☐ その他：（内容）	「評価項目」 ☐ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-10)					
				評価対象項目数	14			
				該当項目数	0			
				評 価 値	0.0%			
				評 定	d			
				評 点	-5.0			

●判断基準

評価値が90%以上 ・・・a (+5.0)

評価値が80%以上90%未満・b (+2.5)

評価値が60%以上80%未満・c (± 0)

評価値が60%未満 ・・・d (-5.0)

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。

②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。

③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数

④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合、90%以上でもb評価とする。

別紙－1 ⑤（監督員）

工事名：

別紙－1 ⑥（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e	
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
2.施工状況	Ⅳ．対外関係	☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	「評価項目」 工事施工にあたり、関係機関等と調整を行い、トラブルの発生が無い。 工事施工にあたり、地元（入居者・施設管理者等を含む）との調整を行い、 トラブルの発生が無い。 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりや すく周知している。 現場のイメージアップに取り組んでいる。 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無 い。または指摘事項に対する改善を速やかに実施している。 その他：（内容）			☐ 対外関係に関して、監督職員が文書に よる改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 対外関係に関して、監督職員からの文 書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-5)		
				●判断基準			①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。 ②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象 項目数が3項目以下の場合、90％以上でもb評価とする。		
				評価対象項目数	7	評価値が90％以上・・・a (+2.0)			
				該当項目数	0	評価値が80％以上90％未満・b (+1.0)			
				評 価 値	0.0%	評価値が60％以上80％未満・c (± 0)			
				評 定	d	評価値が60％未満・・・d (-2.5)			
評 点	-2.5								

別紙－1 ⑥（監督員）

工事名：

別紙－1 ⑦（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e						
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である						
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	■	☐	「評価項目」 現場における出来形（寸法・形状・性能・機能）が設計図書を満足し、適切な施工をしている。 出来形測定において、不可視部分の出来形を的確に写真撮影している。 自社の管理基準を設定し、管理記録が適切にまとめられて管理している。 写真管理が全体的に良好で、適切に管理している。 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 塗装の塗膜厚管理の結果を適切にまとめている。 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 気密・水圧試験等の出来形管理を適切にまとめている。 行き先などを表示した名札がケーブルなどに分りやすく堅固に取り付けている。 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足している。 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分（産業廃棄物の処理に関する資料整備等含む）を適切にしている。 測定機器のキャリブレーションを定期的実施している。 その他：（内容）			☐ 監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 工事請負契約約款第17条に基づき改造請求又は破壊検査を行った。 上記 該当すれば・・・e(-5)							
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
評価対象項目数		13		●判断基準 評価値が90%以上・・・a (+4.0) 評価値が80%以上90%未満・b (+2.0) 評価値が60%以上80%未満・c (± 0) 評価値が60%未満・・・d (-2.5)										
該当項目数		0												
評 価 値		0.0%												
評 定		d												
評 点		-2.5												

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。
③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数
④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合、90%以上でもb評価とする。

別紙－1 ⑦（監督員）

工事名：

別紙－１ ⑧（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	■	☐	「評価項目」 材料・製品・機材の品質が製作図・承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。			☐ 監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 工事請負契約約款第17条2項に基づき改造請求又は破壊検査を行った。 上記 該当すれば・・・e(-5)	
			☐	品質確認記録の内容を適切にしている。				
			☐	施工の各段階における完了時の品質が適切である。				
			☐	受注者の品質計画による品質管理記録を整備している。				
			☐	現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。				
			☐	完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備している。				
			☐	システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。				
			☐	施工の品質・形状が適切で良好な施工である。				
			☐	不可視部分の写真記録が適切である。				
			☐	品質の測定が設計値及び規格値を満足し、ばらつきが小さい。				
		☐	☐	その他：（内容）				
	評価対象項目数	10		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a (+5.0) 評価値が80%以上90%未満・・・b (+2.5) 評価値が60%以上80%未満・・・c (± 0) 評価値が60%未満・・・・・・d (-2.5)				
	該当項目数	0						
	評 価 値	0.0%						
	評 定	d						
	評 点	-2.5						

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
 ②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。
 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数
 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合、90%以上でもb評価とする。

別紙－１ ⑧（監督員）

別紙-1 ⑨-1 (監督員)

別紙-1 ⑨-1 (監督員)

考 査 項 目	細 別	該 当 項 目	技術力のキーワード一覧表	左記のチェック項目の具体的事由
5. 創意工夫	キーワード評価 ※評価内容を詳細記述	☐	【施工関係】 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫をしている。 ☐ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少又はリサイクルに対する積極的な取り組みをしている。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫をしている。 ☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫をしている。 ☐ 設備工事における加工、組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫をしている。 ☐ 給排水、衛生設備工事等における配管・ポンプ類の凍結防止策、配管のつなぎ等に関する工夫をしている。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫をしている。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫をしている。 ☐ 支保工、型枠工、足場工及び仮棧橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫をしている。 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫をしている。 ☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫をしている。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫をしている。 ☐ CAD、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫をしている。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫をしている。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 ☐ その他：（内容）	
	評 点	0.0		
	キーワード評価 ※評価内容を詳細記述	☐	【品質関係】 ☐ 土工関係、設備関係、電気関係の品質向上に関する工夫をしている。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫をしている。 ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫をしている。 ☐ 配筋・溶接作業等に関する工夫をしている。 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫をしている。 ☐ その他：（内容）	
	評 点	0.0		

別紙-1 ⑨-2 (監督員)

別紙-1 ⑨-2 (監督員)

別紙-1 ⑨-2 (監督員)

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
 ※2. 該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。
 ※3. 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。なお、加点は＋7点～0点の範囲とする。

工事名：

別紙ー2 ①（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	該当項目	a	b	c	d	e
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2.施工状況	Ⅱ. 工程管理	「評価項目」 ☐ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 隣接する他の工事等との工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関（入居官署・施設管理者等を含む）との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、計画工程以外の時間外作業がほとんどなく、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他：（内容）	①評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して評価を行う。 該当項目が5項目以上・・・・・・・・・・a (+ 2.0) 該当項目が3項目以上4項目以下・・・・・・b (+ 1.0) 該当項目が1項目以上2項目以下・・・・・・c (± 0) 該当項目がない・・・・・・・・・・d (- 7.5)				☐ 該当項目がない。 ☐ 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行なった。 上記 該当すれば・・・d ☐ 受注者の責により工期内に工事を完成せなかった。（但し、改善指示による場合を除く。） 上記 該当すれば・・・e(-15)
	該当項目数	0					
	評 定	d					
	評 点	-7.5					

別紙ー2 ①（総括監督員）

工事名：

別紙ー2 ②（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	該当項目	a	b	c	d	e
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2.施工状況	Ⅲ. 安全対策	「評価項目」	☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他：安全ミーティング・危険予知活動をすることにより、安全対策を十分に行い事故無く完成した。			☐ 該当項目がない。 ☐ 安全管理に関する現場管理又は防災体制が不適切であった。 上記 該当すれば・・・d ☐ 安全対策の不備により重大な災害を受けた。 上記 該当すれば・・・e(-15)	
	該当項目数	0	①評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して評価を行う。 該当項目が5項目以上・・・・・・・・・・a (+ 3.0) 該当項目が3項目以上4項目以下・・・・・・b (+ 1.5) 該当項目が1項目以上2項目以下・・・・・・c (± 0) 該当項目がない・・・・・・・・・・d (- 7.5)				
	評 定	d					
	評 点	-7.5					

別紙ー2 ②（総括監督員）

工事名：

別紙－２ ③－１（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	該当 項目	技術力のキーワード一覧表	左記のチェック項目の具体的事由
4.工事特性	キーワード評価 ※評価内容を詳細 記述	☐	I 建物規模及び固有の難しさへの対応 1. 延べ面積10,000㎡以上の建物	【1. について】
		☐	2. 地上9階以上又は高さ31m以上の建物	【2. について】
		☐	3. 対象構造物の耐震レベル	【3. について】
		☐	4. 建物機能の特殊性	【4. について】
		☐	5. 建築材料、設備機材、工法について 提案がある場合	【5. について】
		☐	6. 設計条件として、工法、材料及び設 備システム（機材を含む）の特殊性	【6. について】
		☐	7. 制約条件等があり、施工難度が特に 高い	【7. について】
		☐	8. その他：（内容）	【8. について】
			※上記項目に1つ以上該当は4点の加算。	
	評 点	0.0		

別紙－２ ③－１（総括監督員）

工事名：

別紙－２ ③－２（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	該当 項目	技術力のキーワード一覧表	左記のチェック項目の具体的事由
4.工事特性	キーワード評価 ※評価内容を詳細 記述	☐	Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 9. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物 への影響に配慮する工事	【9. について】
		☐	10. 周辺環境条件により、作業条件、工程 等に大きな影響を受ける工事	【10. について】
		☐	11. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に 配慮する工事	【11. について】
		☐	12. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	【12. について】
		☐	13. 緊急時に対応が特に必要な工事	【13. について】
		☐	14. 施工箇所が広範囲にわたる工事	【14. について】
		☐	15. その他：（内容）	【15. について】
	評 点	0.0	※上記項目に1つ以上該当は6点の加算。	

別紙－２ ③－２（総括監督員）

工事名：

別紙－２ ③－３（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	該 当 項 目	技術力のキーワード一覧表	左記のチェック項目の具体的事由
4.工事特性	キーワード評価 ※評価内容を詳細記述	☐	Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 16. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 （湧水の発生、地下水の影響など）	【16. について】
		☐	17. 軟弱地盤、支持地盤の状況	【17. について】
		☐	18. 雨・雪・風・気温等の影響	【18. について】
		☐	19. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	【19. について】
		☐	20. その他：（内容）	【20. について】
	評 点	0.0	※上記項目に1つ以上該当は4点の加算。	
	キーワード評価 ※評価内容を詳細記述	☐	Ⅳ. 長期工事における安全確保への対応 21. 12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事（全面一時中止期間は除く） 但し、文書注意に至らない事故は除く	【21. について】
		☐	22. その他：（内容）	【22. について】
			※上記項目に1つ以上該当は6点の加算。	
	評 点	0.0		
	評 点 計	0.0		

※１．工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※２．評価にあたっては、監督員が評価する「創意工夫」との二重評価はしない。

別紙－２ ③－３（総括監督員）

工事名：

別紙－２ ④（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	該 当 項 目	a	b	c			
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない			
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		「評価項目」 ☐ 周辺環境への配慮、生物保護等に積極的に取り組んだ。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 地域が主催するイベントへの積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ その他：（内容）					
			①評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。					
			●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して評価を行う。 該当項目が5項目以上・・・・・・a (+ 10.0) 該当項目が3項目以上4項目以下・・・・・・b (+ 5.0) 該当項目が2項目以下・・・・・・c (± 0)					
		該 当 項 目 数	0					
		評 定	c					
		評 点	0.0					

別紙－２ ④（総括監督員）

工事名：

別紙－２ ⑤（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表		
7. 法令遵守等	措 置 内 容		措置点数
	☐ 1. 入札参加停止3ヶ月以上又は入札参加除外	-10点	
	☐ 2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-8点	
	☐ 3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-6点	
	☐ 4. 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱上の警告	-4点	
	☐ 5. 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱上の注意喚起	-2点	
	☐ 6. 枚方市建設工事等暴力団排除措置要綱上の注意喚起	-2点	
	☐ 7. 文書注意	-4点	
	☐ 8. 口頭注意	-2点	
	☐ 9. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-1点	
	☒ 10. 項目該当なし		
	評 点		0点
	①本考查項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ②「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者（主任技術者）、受注者の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 【上記で評価する場合の適応事例】 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.低入札価格調査制度で虚偽の報告があった。 15.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。		

別紙－２ ⑤（総括監督員）

工事名：

別紙－３ ①（検査職員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e
				優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2. 施工状況	I. 施工管理	■	□	「評価項目」 施工計画書が契約後15日以内に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものであることが確認できる。 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度、速やかに当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 施工計画書に出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 使用する建築材料（以下、材料という。）・機材（設備機材を含む以下、機材という。）の搬入後の管理が適切にしている。 建設廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の処分や建設副産物の再利用への取り組みを適切に行なっていることが確認できる。 工事打合せ簿や関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 契約約款第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行っていることが確認できる。 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備されていることが確認できる。 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 使用材料、機器の品質証明書又は工事記録写真等が適切に整理されていることが確認できる。 建設業退職金共済の証紙が適切に購入・配布され、管理されていることが確認できる。 自社の管理基準等が作成され管理を行なっていることが確認できる。 その他：（内容）			□ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d □ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-15)	

- ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
 ②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。
 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数
 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙－３ ①（検査職員）

工事名：

別紙－3 ②（検査職員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e						
				優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている						
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	☒	☐	「評価項目」 現場における出来形（寸法・形状・性能・機能）が設計図書を満足し、適切な施工をしていることが確認できる。 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 自社の管理基準を設定し、適切に管理していることが確認できる。 写真管理が全体的に良好で、適切に管理していることが確認できる。 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書どおり施工していることが確認できる。 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 塗装の塗膜厚管理の結果を適切にしていることが確認できる。 溶接管理基準の出来形管理を適切にしていることが確認できる。 気密・水圧試験等の出来形管理を適切にしていることが確認できる。 行き先などを表示した名札がケーブルなどに分りやすく堅固に取り付けていることが確認できる。 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足している。 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲が確認でき、適切（産業廃棄物の処理に関する資料整備等）に処分していることが確認できる。 その他：（内容）			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行なった。 上記 該当すれば・・・e(-20)							
		☒	☐											
		☒	☐											
		☒	☐											
		☒	☐											
		☒	☐											
評価対象項目数		14		●判断基準 評価値が90%以上・・・a (+10.0) 評価値が80%以上90%未満・・・b (+ 5.0) 評価値が60%以上80%未満・・・c (± 0) 評価値が60%未満・・・d (-10.0)										
該当項目数		0												
評 価 値		0.0%												
評 定		d												
評 点		-10.0												

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。
③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数
④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合、90%以上でもb評価とする。

別紙－3 ②（検査職員）

工事名：

別紙－３ ③（検査職員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価対象項目	該当項目	a	b	c	d	e									
				優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている									
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	■	□	「評価項目」 材料・製品・機材の品質が製作図・承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 品質試験は、頻度・項目とも必要数が実施されており、その試験結果について適切に整理されていることが確認できる。 品質試験の結果は規格値を満たしていることが確認できる。 品質向上に対する自主管理を行なっていることが確認できる。 品質管理及び記録の整理に創意工夫を行なっていることが確認できる。 現場の条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 品質管理についての工事記録写真が整理されていることが確認できる。 その他：（内容）			□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行なった。 上記 該当すれば・・・e(-25)										
評価対象項目数		9		●判断基準 評価値が90%以上・・・a (+15.0) 評価値が80%以上90%未満・・・b(+ 7.5) 評価値が60%以上80%未満・・・c (± 0) 評価値が60%未満・・・d (-12.5)													
該当項目数		0															
評 価 値		0.0%															
評 定		d															
評 点		-12.5															

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。
③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数
④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合、90%以上でもb評価とする。

別紙－３ ③（検査職員）

工事名：

別紙－３ ④（検査職員）

考 査 項 目 別 運 用 表（建築・建築設備工事）

考 査 項 目	細 別	該 当 項 目	a	b	c	d		
			仕上げがきめ細かく、 全体的に美観が良い		他の評価に該当しない	仕上げが悪く、 全体的に美観が悪い		
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	「評価項目」 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ 不可視部分の出来ばえが写真で的確に確認できる。 ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 ☐ 細部まで出来ばえに配慮する等の創意工夫が見られた。 ☐ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 ☐ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 ☐ 保全に配慮した施工をしている。 ☐ 製作又は施工上の傷・補修痕跡もなく良い。 ☐ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮をしている。 ☐ 据付、溶接、塗装、配線、配管、保温等の仕上がりも良い。 ☐ その他：（内容）	①評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。				☐ 該当項目がない。 ☐ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い 上記 該当すれば・・・d (-5)	
	該 当 項 目 数	0						
	評 定	d						
	評 点	-5.0						

●判断基準

該当項目が8項目以上・・・・・・a (+ 5.0)

該当項目が5項目以上7項目以下・・・・b (+ 2.5)

該当項目が1項目以上4項目以下・・・・c (± 0)

別紙－３ ④（検査職員）

考查項目別運用表

(機械・電気設備工事)

工事名：

別紙－1 ①（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1.施工体制	I. 施工体制一般	☒ ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☒ ☐ 工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内で行われている。（500万円以上対象） ☒ ☐ 品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握している。 ☒ ☐ 建設業退職金共済制度の証紙の購入が適切に行われ、配布が受払簿等により適切に把握している。 ☒ ☐ 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ現場と一致している。 ☒ ☐ 施工計画書を契約後15日以内に提出している。 ☒ ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☒ ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☒ ☐ 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。 ☒ ☐ 受注者が下請の作業成果を検査している。 ☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善を速やかに実施している。 ☒ ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☒ ☐ 工場製作に係る機材等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。	「評価項目」 ☐ ☐ その他：（内容）	☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-10)				
					評価対象項目数	13		
					該当項目数	0		
					評 価 値	0.0%		
					評 定	d		
	評 点	-5.0						
				●判断基準 評価値が90%以上・・・a(+1.0) 評価値が80%以上90%未満・・・b(+0.5) 評価値が60%以上80%未満・・・c(±0) 評価値が60%未満・・・d(-5.0)				
				①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。 ②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。 ③評価値（%）＝該当項目数／評価対象項目数 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

別紙－1 ①（監督員）

工事名：

別紙－１ ②（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1.施工体制	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等）	☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐	「評価項目」 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督職員への報告を書面で適時及び的確に行っている。 ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等をよく理解し、施工に反映している。 ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ 工事請負契約約款第18条（条件変更等）第1項に基づく設計図書の照査をしている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善を速やかに実施している。 ☐ その他：（内容）	☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ☐ 専門技術者が配置されていない。 上記 1 項目該当すれば・・・d 上記 2 項目該当すれば・・・e (-10) ☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e (-10)				
					評価対象項目数	11		
					該当項目数	0		
					評 価 値	0.0%		
					評 定	d		
					評 点	-5.0		
●判断基準 評価値が90%以上 ・・・a (+3.0) 評価値が80%以上90%未満 ・b (+1.5) 評価値が60%以上80%未満 ・c (± 0) 評価値が60%未満 ・・・d (-5.0)				①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。 ②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

別紙－１ ②（監督員）

工事名：

別紙－1 ③（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e					
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である					
2.施工状況	I. 施工管理	☒	☐ 「評価項目」 ☐ 工事請負契約約款第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議をしている。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 施工計画書と現場施工方法が一致している。 ☐ 現場条件等の変更に伴う変更計画書については、その都度速やかに適切に提している。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 使用する建築材料（以下、材料という。）・設備機材（機材という。）の調達の計画及び搬入後の管理を適切にしている。 ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理している。 ☐ 段階確認が適時、的確に行われていることが書面等で確認できる。 ☐ 工事打合せ簿を不足無く整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 特別管理産業廃棄物等を扱う工種において現場での適切な措置を行い、書類関係も整理している。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善を速やかに実施している。 ☐ その他：（内容）	☐ 施工計画書が着手前に提出されていない。 ☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 1 項目該当すれば・・・d 上記 2 項目該当すれば・・・e (-10) ☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-10)									
		評価対象項目数	18	●判断基準 評価値が90%以上・・・a (+4.0) 評価値が80%以上90%未満・b (+2.0) 評価値が60%以上80%未満・c (± 0) 評価値が60%未満・・・d (-5.0)									
		該当項目数	0										
		評 価 値	0.0%										
		評 定	d										
		評 点	-5.0										

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
 ②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。
 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数
 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事名：

別紙－１ ④（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	Ⅱ．工程管理	■	□	「評価項目」			☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-10)	
				実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。				
				時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。				
				現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。				
				休日の確保を行っている。				
				工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業をしている。				
				☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外（夜間・休日を含む）作業がほとんど無い。 ☐ 近隣住民（施設管理者等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗をしている。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 現場での工程管理を詳細工程表（月間・週間等）を用いて日常的に把握している。 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善を速やかに実施している。 ☐ その他：（内容）				
評価対象項目数	11	●判断基準 評価値が90%以上・・・a (+ 4.0) 評価値が80%以上90%未満・b (+ 2.0) 評価値が60%以上80%未満・c (± 0) 評価値が60%未満・・・d (-5.0)			①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。 ②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			
該当項目数	0							
評 価 値	0.0%							
評 定	d							
評 点	-5.0							

別紙－１ ④（監督員）

工事名：

別紙－１ ⑤（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	Ⅲ. 安全対策	☐ ☐ 災害防止協議会等を１回／月以上行っている。 ☐ ☐ 店社パトロールを１回／月以上実施し記録が整備されている。 ☐ ☐ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。 ☐ ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映し記録を整備している。 ☐ ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ ☐ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ ☐ 使用車両、機械・工具等の点検整備等がなされ、十分に管理している。 ☐ ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ ☐ 歩行者等に対する安全通路の確保、落下物の防止等の安全措置を的確にしている。 ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善を速やかに実施している。	☐ ☐ その他：（内容）	「評価項目」				
				☐ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d				
				☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-10)				
	評価対象項目数	14	●判断基準 評価値が90%以上・・・a (+5.0) 評価値が80%以上90%未満・b (+2.5) 評価値が60%以上80%未満・c (± 0) 評価値が60%未満・・・d (-5.0)					
該当項目数	0							
評 価 値	0.0%							
評 定	d							
評 点	-5.0							

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
 ②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。
 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数
 ④項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が３項目以下の場合、90%以上でもb評価とする。

別紙－１ ⑤（監督員）

工事名：

別紙－１ ⑥（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e					
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である					
2.施工状況	IV. 対外関係	☒ ☐ 工事施工にあたり、関係機関等と調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☒ ☐ 工事施工にあたり、地元（入居者・施設管理者等を含む）との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☒ ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☒ ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☒ ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☒ ☐ 現場のイメージアップに取り組んでいる。 ☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善を速やかに実施している。 ☐ ☐ その他：（内容）	「評価項目」	☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-5)									
									●判断基準 評価値が90%以上 ・・・a (+2.0) 評価値が80%以上90%未満・b (+1.0) 評価値が60%以上80%未満・c (± 0) 評価値が60%未満 ・・・d (-2.5) ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。 ②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合、90%以上でもb評価とする。				
該当項目数	0												
評 価 値	0.0%												
評 定	d												
評 点	-2.5												

別紙－１ ⑥（監督員）

工事名：

別紙－1 ⑦（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e						
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である						
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	☒	☐	「評価項目」 現場における出来形（寸法・形状・性能・機能）が設計図書を満足し、適切な施工をしている。 不可視部分の出来形を的確に写真撮影している。 自社の管理基準を設定し、管理記録が適切にまとめられて管理している。 写真管理が全体的に良好で、適切に管理している。 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図どおり施工している。 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 塗装の塗膜厚管理の結果を適切にまとめている。 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 気密・水圧試験等の出来形管理を適切にまとめている。 行き先などを表示した名札がケーブルなどに分りやすく堅固に取り付けている。 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足している。 分解整備における既製部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認している。 測定機器のキャリブレーションを定期的実施している。 その他：（内容）			☐ 監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 工事請負契約約款第17条に基づき改造請求又は破壊検査を行った。 上記 該当すれば・・・e(-5)							
		☒	☐											
		☒	☐											
		☒	☐											
		☒	☐											
		☒	☐											
		☒	☐											
		☒	☐											
		☒	☐											
		☐	☐											
評価対象項目数		15		●判断基準 評価値が90%以上・・・a (+4.0) 評価値が80%以上90%未満・b (+2.0) 評価値が60%以上80%未満・c (± 0) 評価値が60%未満・・・d (-2.5)										
該当項目数		0												
評 価 値		0.0%												
評 定		d												
評 点		-2.5												

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。
③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数
④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合、90%以上でもb評価とする。

別紙－1 ⑦（監督員）

工事名：

別紙－1 ⑧（監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e						
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である						
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	■	☐	「評価項目」 製作着工前に設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、品質や性能の確保に係る技術検討を実施のうえ、承諾図書を提出している。 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいる。 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 材料・製品・機材の品質が製作図・承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 施工の各段階における完了時（試験方法を含む）の品質が適切である。 受注者の品質計画による品質管理記録を整備している。 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備している。 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 設備の構造や機器の配置が部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 回転部や高温部・充電部等の危険箇所に表示又は防護している。 塗装、溶接管理基準の品質管理項目について規定値を満足している。 不可視部分の写真記録が適切である。 その他：（内容）			☐ 監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 工事請負契約約款第17条2項に基づき改造請求又は破壊検査を行った。 上記 該当すれば・・・e(-5)							
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
評価対象項目数		14		●判断基準 評価値が90%以上・・・a (+5.0) 評価値が80%以上90%未満・b (+2.5) 評価値が60%以上80%未満・c (± 0) 評価値が60%未満・・・d (-2.5)										
該当項目数		0												
評 価 値		0.0%												
評 定		d												
評 点		-2.5												

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。
③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数
④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合、90%以上でもb評価とする。

工事名：

別紙－１ ㊟－１（監督員）

考査項目別運用表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	該当項目	技術力のキーワード一覧表	左記のチェック項目の具体的事由
5. 創意工夫	キーワード評価 ※評価内容を詳細記述	☐ 【施工関係】 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫をしている。 ☐ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少又はリサイクルに対する積極的な取り組みをしている。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫をしている。 ☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫をしている。 ☐ 設備工事における加工、組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫をしている。 ☐ 給排水、衛生設備工事等における配管・ポンプ類の凍結防止策、配管のつなぎ、ダクト等に関する工夫をしている。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫をしている。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫をしている。 ☐ 支保工、型枠工、足場工及び仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫をしている。 ☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫をしている。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫をしている。 ☐ CAD、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫をしている。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫をしている。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 ☐ その他：（内容）		
	評 点	0.0		
	キーワード評価 ※評価内容を詳細記述	☐ 【品質関係】 土工関係、設備関係、電気関係の品質向上に関する工夫をしている。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫をしている。 ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫をしている。 ☐ 配筋・溶接作業等に関する工夫をしている。 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫をしている。 ☐ その他：（内容）		
	評 点	0.0		

別紙-1 ⑨-2 (監督員)

考 査 項 目	細 別	該当項目	技術力のキーワード一覧表	左記のチェック項目の具体的事由
5. 創意工夫	キーワード評価 ※評価内容を詳細記述	☐ 【安全衛生関係】 安全を確保するための仮設備等に関する工夫をしている。 （落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫をしている。 ☐ 現場事務所、労務者休憩場所等の空間及び設備等に関する工夫をしている。 ☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等に関する工夫をしている。 ☐ 供用中の道路等の事故防止、一般車両追突時の被害軽減対策及び一般交通確保等に関する工夫をしている。 ☐ 作業環境が厳しい現場での環境改善等に関する工夫をしている。 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫をしている。 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。（※本項目は2点加点とする。） ☐ その他：（内容）		
	評 点	0.0		
	キーワード評価 ※評価内容を詳細記述	☐ 【その他】 その他：（内容）		
	評 点	0.0		
	評 点 計	0.0		

別紙－1 ⑨－2（監督員）

別紙-1 ⑨-2 (監督員)

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
 ※2. 該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。
 ※3. 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。なお、加点は+7点～0点の範囲とする。

工事名：

別紙－２ ①（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	該当項目	a	b	c	d	e			
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている			
2.施工状況	Ⅱ. 工程管理		「評価項目」 ☐ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 隣接する他の工事等との工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関（入居官署・施設管理者等を含む）との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、計画工程以外の時間外作業がほとんどなく、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他：（内容） ①評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して評価を行う。 該当項目が5項目以上・・・・・・・・・・a (+ 2.0) 該当項目が3項目以上4項目以下・・・・・・b (+ 1.0) 該当項目が1項目以上2項目以下・・・・・・c (± 0) 該当項目がない・・・・・・・・・・d (- 7.5)			☐ 該当項目がない。 ☐ 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行なった。 上記 該当すれば・・・d ☐ 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く。） 上記 該当すれば・・・e(-15)				
		該当項目数	0							
	評 定	d								
	評 点	-7.5								

別紙－２ ①（総括監督員）

工事名：

別紙－２ ②（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	該当項目	a	b	c	d	e
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2.施工状況	Ⅲ. 安全対策	「評価項目」 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他：（内容）	☐ 該当項目がない。 ☐ 安全管理に関する現場管理又は防災体制が不適切であった。 上記 該当すれば・・・d ☐ 安全対策の不備により重大な災害を受けた。 上記 該当すれば・・・e(-15)				
		該当項目数	0	①評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して評価を行う。 該当項目が5項目以上・・・・・・・・・・a (+ 3.0) 該当項目が3項目以上4項目以下・・・・・・b (+ 1.5) 該当項目が1項目以上2項目以下・・・・・・c (± 0) 該当項目がない・・・・・・d (- 7.5)			
評 定	d						
評 点	-7.5						

別紙－２ ②（総括監督員）

工事名：

別紙ー2 ③ー1（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	該当 項目	技術力のキーワード一覧表	左記のチェック項目の具体的事由
4.工事特性	キーワード評価	☐	I 施工規模の大きさへの対応 1. 対象プラント設備の処理能力、容量、 数量等の規模	☐ 【1. について】
	※評価内容を詳細 記述	☐	2. その他：（内容）	【2. について】
			※上記項目が1つ該当することに2点の 加点。	
	評 点	0.0		
	キーワード評価	☐	II 設備固有の難しさへの対応 3. 対象プラント設備の構造、形状、機能 等の複雑さ	【3. について】
	※評価内容を詳細 記述	☐	4. 既設設備の改修、撤去等特殊な工事	【4. について】
		☐	5. その他：（内容）	【5. について】
			※上記項目が1つ該当することに2点の 加点。	
	評 点	0.0		

別紙ー2 ③ー1（総括監督員）

工事名：

別紙－2 ③－2（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	該 当 項 目	技術力のキーワード一覧表	左記のチェック項目の具体的事由
4.工事特性	キーワード評価 ※評価内容を詳細 記述	☐	Ⅲ技術固有の難しさへの対応 6. 工種及び工法の特異性	【6. について】
		☐	7. 新工法（機器類を含む）及び新材料の 適用	【7. について】
		☐	8. その他：（内容）	【8. について】
	評 点	0.0	※上記項目が1つ該当するごとに2点の 加算。	

別紙－2 ③－2（総括監督員）

工事名：

別紙－２ ③－３（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	該当 項目	技術力のキーワード一覧表	左記のチェック項目の具体的事由
4.工事特性	キーワード評価 ※評価内容を詳細 記述	☐	Ⅳ各種条件・環境又は土木（建築）構造物 等の状況等の施工条件への対応等 9. 自然条件による制限	【9. について】
		☐	10. 土木（建築）構造物の状況による制限	【10. について】
		☐	11. 周辺住民等に対する騒音振動の配慮	【11. について】
		☐	12. 地中埋設物の地中内作業障害物	【12. について】
		☐	13. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	【13. について】
		☐	14. 工事用道路、作業用スペース等の制約	【14. について】
		☐	15. 現道上で特に交通規制及びその処理が 伴う作業	【15. について】
		☐	16. 騒音振動水質汚濁以外の環境対策、廃 棄物処理等	【16. について】
		☐	17. 災害等での臨機の処置	【17. について】
		☐	18. 施工状況（条件）の変化に対応した施 工方法等の自発的提案と対応	【18. について】
		☐	19. その他：（内容）	【19. について】
	評 点	0.0	※上記項目が1つ該当するごとに1点の 加算。	
	キーワード評価 ※評価内容を詳細 記述	☐	Ⅳ．長期工事における安全確保への対応 20. 12ヶ月を超える工期で、事故が無く完 成した工事（全面一時中止期間は除く） 但し、文書注意に至らない事故は除く	【20. について】
		☐	21. その他：（内容）	【21. について】
	評 点	0.0	※上記項目が1つ該当するごとに1点の 加算。	
	評 点 計	0.0		

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 評価にあたっては、監督員が評価する「創意工夫」との二重評価はしない。

別紙－２ ③－３（総括監督員）

工事名：

別紙ー２ ④（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	該当項目	a	b	c			
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない			
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		「評価項目」 ☐ 周辺環境への配慮、生物保護等に積極的に取り組んだ。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 地域が主催するイベントへの積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ その他：（内容）					
			①評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。					
			●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して評価を行う。 該当項目が5項目以上・・・・・・a (+ 10.0) 該当項目が3項目以上4項目以下・・・・b (+ 5.0) 該当項目が2項目以下・・・・・・c (± 0)					
		該当項目数	0					
		評 定	c					
		評 点	0.0					

別紙ー２ ④（総括監督員）

工事名：

別紙－２ ⑤（総括監督員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等		
	措 置 内 容	措置点数
	☐ 1. 入札参加停止３ヶ月以上又は入札参加除外	-10点
	☐ 2. 入札参加停止２ヶ月以上３ヶ月未満	-8点
	☐ 3. 入札参加停止１ヶ月以上２ヶ月未満	-6点
	☐ 4. 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱上の警告	-4点
	☐ 5. 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱上の注意喚起	-2点
	☐ 6. 枚方市建設工事等暴力団排除措置要綱上の注意喚起	-2点
	☐ 7. 文書注意	-4点
	☐ 8. 口頭注意	-2点
	☐ 9. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-1点
	☒ 10. 項目該当なし	
	評 点	0点
	①本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ②「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者（主任技術者）、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 【上記で評価する場合の適応事例】 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.低入札価格調査制度で虚偽の報告があった。 15.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。	

別紙－２ ⑤（総括監督員）

工事名：

別紙ー3 ①（検査職員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e						
				優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている						
2. 施工状況	I. 施工管理	■	☐	「評価項目」 施工計画書が契約後15日以内に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度、速やかに当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 施工計画書に出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 使用する建築材料（以下、材料という。）・機材（設備機材を含む以下、機材という。）の搬入後の管理が適切にしている。 建設廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の処分や建設副産物の再利用への取り組みを適切に行なっていることが確認できる。 工事打合せ簿や関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 契約約款第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行っていることが確認できる。 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備されていることが確認できる。 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 使用材料、機器の品質証明書又は工事記録写真等が適切に整理されていることが確認できる。 建設業退職金共済の証紙が適切に購入・配布され、管理されていることが確認できる。 自社の管理基準等が作成され管理を行なっていることが確認できる。 ☐ その他：（内容）			☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記 該当すれば・・・e(-15)							
評価対象項目数		13		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a (+5.0) 評価値が80%以上90%未満・・b (+2.5) 評価値が60%以上80%未満・・c (±0) 評価値が60%未満・・・・・・d (-7.5)										
該当項目数		0												
評 価 値		0.0%												
評 定		d												
評 点		-7.5												

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
 ②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。
 ③評価値（%）＝該当項目数／評価対象項目数
 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙ー3 ①（検査職員）

工事名：

別紙－３ ②（検査職員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e	
				優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐	☐ 「評価項目」 現場における出来形（寸法・形状・性能・機能）が設計図書を満足し、適切な施工をしていることが確認できる。 ☒ 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ☒ 自社の管理基準を設定し、適切に管理していることが確認できる。 ☒ 写真管理が全体的に良好で、適切に管理していることが確認できる。 ☒ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☒ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書どおり施工していることが確認できる。 ☒ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☒ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☒ 塗装の塗膜厚管理の結果を適切にしていることが確認できる。 ☒ 溶接管理基準の出来形管理を適切にしていることが確認できる。 ☒ 気密・水圧試験等の出来形管理を適切にしていることが確認できる。 ☒ 行き先などを表示した名札がケーブルなどに分りやすく堅固に取り付けていることが確認できる。 ☒ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足している。 ☒ 分解整備における既製部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認している。 ☒ 予備品・付属品が不足なく、よく整理され、納入されていることが確認できる。 ☐ その他：（内容）	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 上記 該当すれば・・・e(-20)					
					●判断基準				
					評価対象項目数	15	評価値が90%以上・・・a (+10.0)	①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。 ②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。 ③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数 ④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合、90%以上でもb評価とする。	
					該当項目数	0	評価値が80%以上90%未満・・・b (+ 5.0)		
					評 価 値	0.0%	評価値が60%以上80%未満・・・c (± 0)		
					評 定	d	評価値が60%未満・・・d (-10.0)		
評 点	-10.0								

別紙－３ ②（検査職員）

工事名：

別紙－３ ③（検査職員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	評価 対象 項目	該当 項目	a	b	c	d	e						
				優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている						
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	■	☐	「評価項目」 製作着手前に品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。 材料・製品・機材の品質が製作図・承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 現地の状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 品質試験は、頻度・項目とも必要数が実施されており、試験結果について適切に整理されていることが確認できる。 品質試験の結果は規格値を満たしていることが確認できる。 品質向上に対する自主管理を行なっていることが確認できる。 品質管理及び記録の整理に創意工夫を行なっていることが確認できる。 現場の条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 プラント設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 塗装、溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 品質管理についての工事記録写真が整理されていることが確認できる。 不可視部分となる品質が工事写真、施工記録等により確認できる。 回転部や高温部・充電部等の危険箇所に表示又は防護が確認できる、 設備の構造や機器の配置が部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 その他：（内容）			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記 該当すれば・・・d ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行なった。 上記 該当すれば・・・e(-25)							
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
			☐											
評価対象項目数		15		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a (+15.0) 評価値が80%以上90%未満・・b(+ 7.5) 評価値が60%以上80%未満・・c (± 0) 評価値が60%未満・・・・・・d (-12.5)										
該当項目数		0												
評 価 値		0.0%												
評 定		d												
評 点		-12.5												

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は、□（非該当）とする。
②評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。
③評価値（％）＝該当項目数／評価対象項目数
④項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合、90%以上でもb評価とする。

工事名：

別紙－３ ④（検査職員）

考 査 項 目 別 運 用 表（機械・電気設備工事）

考 査 項 目	細 別	該当項目	a	b	c	d			
			仕上げがきめ細かく、 全体的に美観が良い		他の評価に該当しない	仕上げが悪く、 全体的に美観が悪い			
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ		「評価項目」 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されていることが確認できる。 ☐ 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりであることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来ばえが写真で的確に確認できる。 ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れていることが確認できる。 ☐ 細部まで出来ばえに配慮する等の創意工夫が見られた。 ☐ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好であることが確認できる。 ☐ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好であることが確認できる。 ☐ 保全に配慮した施工をしていることが確認できる。 ☐ 製作又は施工上の傷・補修痕跡もなく良い。 ☐ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れていることが確認できる。 ☐ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮をしていることが確認できる。 ☐ 据付、溶接、塗装、配線、配管、保温等の仕上がりも良いことが確認できる。 ☐ 全体的（色調が均一で色むら等も無く）美観が良好である。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良いことが確認できる。 ☐ その他：（内容）				☐ 該当項目がない。 ☐ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い 上記 該当すれば・・・d (-5)		
		該当項目数	0						
		評 定	d						
		評 点	-5.0						

①評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。

●判断基準
該当項目が9項目以上・・・a (+ 5.0)
該当項目が6項目以上8項目以下・・・b (+ 2.5)
該当項目が1項目以上5項目以下・・・c (± 0)

①評価項目について、該当すれば、該当項目を■（該当）にする。

●判断基準

該当項目が9項目以上・・・a (+ 5.0)

該当項目が6項目以上8項目以下・・・b (+ 2.5)

該当項目が1項目以上5項目以下・・・c (± 0)

別紙－３ ④（検査職員）